

2026年3月16日

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2026年3月16日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第103回定時株主総会での承認を前提として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、本件につきましては、本日東京証券取引所においても同時に発表しております。

以上

報道機関からのお問い合わせ先
総合企画部 中山 雅人
TEL (048) 641-6111 (代)



2026年3月16日

各 位

会 社 名 株式会社 武蔵野銀行
代 表 者 名 取締役頭取 長堀 和正
(コード番号 8336 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 磯中 克哉
(TEL 048 - 641 - 6111)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当行は、2026年3月16日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第103回定時株主総会での承認を前提として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

監査等委員会設置会社への移行により、コーポレートガバナンスの更なる強化を図り、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

(1) 監査・監督機能の強化

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会の議決権を付与すること等により、取締役会における監査・監督機能の強化を図ります。

(2) 経営の透明性向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。

(3) 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限を必要に応じて取締役に委任すること等により、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び業務執行の更なる迅速化を可能とする体制の構築を図ります。

2. 移行の時期

2026年6月25日開催予定の第103回定時株主総会において、必要な定款変更等について決議のうえ、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. その他

定款変更の内容及び役員の体制等を含む移行の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

総合企画部 中山 電話 048-641-6111(代表)

以 上